

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3の8の項中「火薬類取締法第35条第1項」を「火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項」に改め、同項を同表9の項とし、同表中4の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項及び第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査又は同条第1項及び第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	
(1) 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	41,000円
(2) 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	
ア 設置又は移転の工事に係る完成検査	41,000円
イ 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査	23,000円

別表第3の3の項を削り、同表2の項を同表3の項とし、同表1の項を同表2の項

とし、同項の前に次のように加える。

1 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条に規定する火薬類の製造の許可	220,000円
---	----------

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行による火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の一部改正及び火薬類取締法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第374号）の施行に伴い、新たに本市が行うこととなる消防事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。